

「アクション・プラン」推進委員会の運営について（案）

- 委員長は、審議に関係する者の出席を求めることができる。
 - 委員会は、公開とする。（記者の傍聴を認める。）
なお、委員会終了後、議事要旨を作成し、ホームページに掲載する。議事録も作成し、関係者の確認を経て、ホームページに掲載する。
- ※ 委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定めることが基本とすることを地域主権戦略会議（第11回）で決定済